

# 告示

## 埼玉県告示第四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第一項第一号の規定により、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設を次のとおり登録した。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 養成施設の名称及び所在地

名称	所在地
東洋大学生命科学部生命科学科	埼玉県朝霞市岡四十八番一号
東洋大学生命科学部生物資源学科	
東洋大学食環境科学部食環境科学科	
東洋大学食環境科学部健康栄養学科	

### 二 登録年月日

令和五年十二月十二日